

介護職員処遇改善計画書（兼通知書）

訪問介護事業部 社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 櫻井 紀之

介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金を、下記のとおり支給します。

記

1 給付金支給対象者及び金額

| 区分 | 職種 | 項目 | 月額支給額 | 一時金支給 |
|------|---------------|-----------------|------------|----------|
| 正社員 | 訪問介護業務に従事する職種 | ① 処遇改善手当 | 17,000 円/月 | — |
| | | ② 業務手当 (ICT 活用) | 5,000 円/月 | — |
| | | ③ 一時金 (人事評価) | — | 11 月・4 月 |
| | | ④ 一時金 (その他) | — | 11 月・4 月 |
| | 常勤訪問介護員 | ⑤ 職務加算手当 | 30,000 円/月 | — |
| 有期社員 | 非常勤訪問介護員 | ① 処遇改善手当 | 250 円/時間 | — |
| | | ② 業務手当 (ICT 活用) | 60 円/回 | — |
| | | ⑥ 土祝手当 | 200 円/時間 | — |
| | | ⑦ 近距離移動手当 | 手当額/月 | — |

※1 上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額を支給する。

2 項目詳細

- ① 処遇改善手当 : 正社員に対して月額を一律支給し、有期社員に対してサービス稼働時間×250 円を支給する。
- ② 業務手当 (ICT 活用) : IT 機器を用いて業務報告をした職員に対して支給する。
- ③ 一時金 (人事評価) : 処遇改善加算額のうち 20%については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。
※処遇改善加算額の 20%が月額 250,000 円を上回る場合は、上限を 250,000 円とする。
※ただし①・②・⑤・⑥・⑦の支給総額が、営業所の処遇改善加算額を上回った場合の不足額は、③より控除する。
- ④ 一時金 (その他) : ①・②・③・⑤・⑥・⑦・※1 を控除して残った額を一時金として支給する。
- ⑤ 職務加算手当 : 常勤訪問介護員に対して職務加算手当として月額支給する。
- ⑥ 土祝手当 : 土曜日・祝日のサービス稼働に対して支給する。
※ただし、祝日については会社が定める休日割増カレンダーに基づく
- ⑦ 近距離移動手当 : A 月間サービス稼働件数×事業所毎に設定した単価 (@100~200 円) = 近距離移動の支給額
B サービス稼働間の移動に要した勤務時間×その他の業務時給 = 移動手当
上記 B より A の方が大きい場合、その差額を近距離移動手当として支給する。

3 時短社員についての取り扱い

非常勤サービス提供責任者の内雇用契約時間が週 30 時間未満の者は上記月額の 1/2、同雇用契約時間が週 30 時間以上の者及び短時間正社員サービス提供責任者 (30 時間)、短時間正社員常勤訪問介護員 (30 時間) は、上記月額の 3/4 を支給する。

短時間正社員サービス提供責任者（20 時間）及び短時間正社員常勤訪問介護員（20 時間）は支給対象外とする。

4 他事業兼務の正社員についての取り扱い

正社員の方で、処遇改善加算の無い事業の職種を兼務している場合は、処遇改善加算対象職種の行政届け出勤務時間分の支給とし、同勤務時間が 30 時間未満の者は上記月額額の 1/2、週 30 時間以上の者は 3/4 を支給とする。

また、一時金の支給も同様の扱いとする。

5 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2021 年 4 月～2022 年 3 月 支給月：2021 年 5 月～2022 年 4 月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2021 年 11 月 25 日(対象月 2021 年 4 月～9 月分)・2022 年 4 月 25 日(対象月 2021 年 10 月～2022 年 3 月分)

6 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上